







在宅医療を担う医療機関名簿（平成28年11月1日現在）

医療圏	所在地	医療機関	医療機能													
			在宅療養支援診療所・病院						緊急一時入院							
			「機能強化型（単独型）」の在宅療養支援診療所 <sup>1</sup>	「機能強化型（連携型）」の在宅療養支援診療所 <sup>2</sup>	「従来型」の在宅療養支援診療所 <sup>3</sup>	「機能強化型（単独型）」の在宅療養支援病院 <sup>4</sup>	「機能強化型（連携型）」の在宅療養支援病院 <sup>5</sup>	「従来型」の在宅療養支援病院 <sup>6</sup>	常に受入れできる	常に受入れできる（自院または連携診療所等の退院患者に限定）	病床の空き状況による	病床の空き状況による（自院または連携診療所等の退院患者に限定）				
南勢志摩	伊勢市	おざき内科クリニック			○											
南勢志摩	伊勢市	越智医院			○											
南勢志摩	伊勢市	亀谷内科胃腸科		○												
南勢志摩	伊勢市	医療法人河口外科			○											
南勢志摩	伊勢市	木村クリニック		○												
南勢志摩	伊勢市	市立伊勢総合病院												○		
南勢志摩	伊勢市	医療法人鷲見内科			○											
南勢志摩	伊勢市	医療法人社団 高見内科			○											
南勢志摩	伊勢市	田中病院						○			○					
南勢志摩	伊勢市	西山医院			○											
南勢志摩	伊勢市	ハートクリニック福井			○											
南勢志摩	伊勢市	畠中医院		○												
南勢志摩	伊勢市	ふじさとこどもクリニック			○											
南勢志摩	伊勢市	医療法人 松葉内科			○											
南勢志摩	伊勢市	医療法人あんず会松本医院			○											
南勢志摩	伊勢市	まつもとクリニック			○											
南勢志摩	伊勢市	山崎外科内科			○											
南勢志摩	伊勢市	山本内科クリニック			○											
南勢志摩	伊勢市	寺田外科医院		○												
南勢志摩	伊勢市	さいとうホームケアクリニック			○											
南勢志摩	鳥羽市	中村クリニック			○											
南勢志摩	玉城町	神戸クリニック			○											
南勢志摩	玉城町	医療法人社団久瀬医院			○											
南勢志摩	玉城町	国保玉城病院												○		
南勢志摩	玉城町	医療法人 白奉会 中嶋医院			○											
南勢志摩	南伊勢町	町立南伊勢病院							○					○		
南勢志摩	大紀町	小関ひろしクリニック			○											
南勢志摩	大紀町	瀧原診療所			○											
南勢志摩	志摩市	井上医院			○											
南勢志摩	志摩市	おかむね医院			○											
南勢志摩	志摩市	おかむらクリニック			○											
南勢志摩	志摩市	県立志摩病院												○		
南勢志摩	志摩市	国保志摩市民病院													○	
南勢志摩	志摩市	医療法人(社団)医心会齋木内科			○											
南勢志摩	志摩市	西岡記念セントラルクリニック			○											
南勢志摩	志摩市	山本クリニック			○											
東紀州	尾鷲市	尾鷲総合病院														○
東紀州	尾鷲市	九鬼診療所			○											
東紀州	尾鷲市	西井外科胃腸科			○											
東紀州	尾鷲市	はしづめクリニック			○											
東紀州	尾鷲市	長谷川内科			○											
東紀州	紀北町	木ノ内医院			○											
東紀州	紀北町	医療法人野口内科胃腸科医院			○											
東紀州	紀北町	三浦診療所			○											
東紀州	紀北町	上里診療所			○											
東紀州	熊野市	熊野病院														○
東紀州	御浜町	紀南病院														○
東紀州	御浜町	西久保内科クリニック			○											
東紀州	紀宝町	紀宝町立相野谷診療所			○											
東紀州	紀宝町	とみむろクリニック			○											

<sup>1</sup>「従来型」の在宅療養支援診療所の要件に、①所属する常勤医師3名以上、②過去1年間の緊急の往診実績10件以上、③過去1年間の看取り実績4件以上を追加したものです。

<sup>2</sup>複数の医療機関が連携して「機能強化型（単独型）」の要件を満たすとともに、連携している医療機関それぞれが①過去1年間の緊急の往診実績4件以上、②過去1年間の看取り実績2件以上を満たす必要があります。なお、連携に際しては、①患者からの緊急時の連絡先の一元化を行う、②患者の診療情報の共有を図るため、連携医療機関間で月1回以上の定期的なカンファレンスを実施、③連携する医療機関数は10未満、④病院が連携に入る場合は200床未満の病院に限るという要件を満たすことが必要です。

<sup>3</sup>当該診療所において、24時間連絡を受ける保険医または看護職員をあらかじめ指定するとともに、別の保険医療機関等との連携を含め、患者の求めに応じて24時間往診や訪問看護の提供が可能な体制を確保し、これらを文書により患者に提供していることや、緊急時に在宅療養患者が入院できる病床を常に確保し、受入医療機関の名称等をあらかじめ地方厚生局長等に届け出ていること等の要件を満たすものです。

<sup>4</sup>「従来型」の在宅療養支援病院の要件に、①所属する常勤医師3名以上、②過去1年間の緊急の往診実績10件以上、③過去1年間の看取り実績4件以上を追加したものです。

<sup>5</sup>複数の医療機関が連携して「機能強化型（単独型）」の要件を満たすとともに、連携している医療機関それぞれが①過去1年間の緊急の往診実績4件以上、②過去1年間の看取り実績2件以上を満たす必要があります。なお、連携に際しては、①患者からの緊急時の連絡先の一元化を行う、②患者の診療情報の共有を図るため、連携医療機関間で月1回以上の定期的なカンファレンスを実施、③連携する医療機関数は10未満、④病院が連携に入る場合は200床未満の病院に限るという要件を満たすことが必要です。

<sup>6</sup>許可病床数が200床未満または当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しない病院であって、当該病院において、24時間連絡を受ける保険医または看護職員をあらかじめ指定し、患者の求めに応じて24時間往診が可能な体制や、訪問看護ステーションとの連携を含めた24時間訪問看護の提供が可能な体制を確保し、これらを文書により患者に提供していることや、当該病院において緊急時に在宅療養患者が入院できる病床を常に確保している等の要件を満たすものです。